令 和 ５ 年

第４回定例会議案

北 海 道 恵 庭 市

議案第１号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第１条　恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和２３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条・第２条　(略)	第１条・第２条　(略)
第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現行	改正案
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
第４条　(略)	第４条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第２条　恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条・第２条　(略)	第１条・第２条　(略)
第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)	第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)
第４条～第６条　(略)	第４条～第６条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年１２月１日から施行する。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　恵庭市長及び副市長に対し令和５年１２月に支給する期末手当に関する第１条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第３条第３項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「１００分の２２５」とあるのは、「１００分の２３０」とする。

３　恵庭市教育委員会教育長に対し令和５年１２月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第３条第３項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「１００分の２２５」とあるのは、「１００分の２

３０」とする。

（規則への委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第２号

恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の給与に関する条例（昭和３１年条例第８号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第4条の3　(略)	第1条～第4条の3　(略)
(初任給、昇格及び昇給の基準) 第5条　(略) 2・3　(略) 4　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 5～8　(略)	(初任給、昇格及び昇給の基準) 第5条　(略) 2・3　(略) 4　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 5～8　(略)
第６条～第16条　(略)	第６条～第16条　(略)

現行	改正案
(期末手当) 第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120　を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120　」とあるのは「100分の67.5　」とする。 4・5　(略) 第17条の2・第17条の3　(略) (勤勉手当) 第17条の4　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100　を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5　を乗じて得た額の総額 3～5　(略)	(期末手当) 第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4・5　(略) 第17条の2・第17条の3　(略) (勤勉手当) 第17条の4　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額 3～5　(略)

現行

第18条～第22条　(略)

別表第1(第4条関係)

職員の区分	号俸＼級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000

改正案

第18条～第22条　(略)

別表第1(第4条関係)

職員の区分	号俸＼級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100

現行							
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,	248,	284,	327,	355,	383,	428,

改正案							
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,	253,	287,	329,	357,	385,	429,

現行							
	900	100	100	500	200	500	600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800

改正案							
	300	300	500	600	100	200	900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100

現行							
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,	286,	332,	370,	386,	406,	

改正案							
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,	288,	333,	371,	387,	407,	

現行							
	600	600	300	600	500	700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	

改正案							
	900	200	500	600	600	900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	

現行							
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700	395,300		
103		297,800	345,900	385,100	395,600		
104		298,100	346,300	385,500	395,800		
105		298,300	346,800	385,800	396,000		
106		298,600	347,200	386,300	396,300		
107		299,000	347,600	386,700	396,600		
108		299,	348,	387,	396,		

改正案							
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500	394,300		
95		296,200	344,100	382,900	394,600		
96		296,600	344,500	383,300	394,800		
97		296,800	344,700	383,600	395,000		
98		297,100	345,100	384,100	395,300		
99		297,500	345,500	384,500	395,600		
100		297,900	345,800	384,900	395,800		
101		298,100	346,100	385,200	396,000		
102		298,400	346,500	385,700	396,300		
103		298,800	346,900	386,100	396,600		
104		299,100	347,300	386,500	396,800		
105		299,300	347,800	386,800	397,000		
106		299,600	348,200	387,300	397,300		
107		300,000	348,600	387,700	397,600		
108		300,	349,	388,	397,		

現行									改正案								
			300	000	100	800						300	000	100	800		
	109		299,500	348,500	387,400	397,000				109		300,500	349,500	388,400	398,000		
	110		299,900	348,900	387,900	397,300				110		300,900	349,900	388,900	398,300		
	111		300,300	349,200	388,300					111		301,300	350,200	389,300			
	112		300,600	349,500	388,700					112		301,600	350,500	389,700			
	113		300,800	350,000	389,000					113		301,800	351,000	390,000			
	114		301,000		389,500					114		302,000		390,500			
	115		301,300		389,900					115		302,300		390,900			
	116		301,700							116		302,700					
	117		301,900							117		302,900					
	118		302,100							118		303,100					
	119		302,400							119		303,400					
	120		302,700							120		303,700					
	121		303,100							121		304,100					
	122		303,300							122		304,300					
	123		303,600							123		304,600					
	124		303,900							124		304,900					
	125		304,200							125		305,200					
定年前再		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100		定年前再		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	

現行	改正案
任用短時間勤務職員	任用短時間勤務職員
別表第2(第4条関係)　(略)	別表第2(第4条関係)　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和５年１２月１日から施行する。

２　この条例による改正後の恵庭市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は令和５年４月１日（次項において「適用日」という。）から、改正後の条例第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の４第２項の規定は同年１２月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸等の調整）

３　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　令和５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の条例第１７条第２項及び第３項の適用については、第１７条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、同条第３項中「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」とする。

（令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

６　令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第１７条の４第２項の適用については、第１７条の４第２項第１号中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１

０５」と、同項第２号中「１００分の４８．７５」とあるのは「１００分の５０」とする。

（規則への委任）

7　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8　恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第24条　(略) 附　則 1～3　(略) (給料表の改正における特例) 4　第3条第1項の規定により給与条例に定める給料表を準用する場合において、当該会計年度任用職員が任用された年度に給与条例の改正により同表の改定が行われたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当該改定された給料表は翌年度の4月1日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとする。	第1条～第24条　(略) 附　則 1～3　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第３号

恵庭市まちづくり基本条例の一部改正について

恵庭市まちづくり基本条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

恵庭市まちづくり基本条例（平成２５年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。 そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように	私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。 その願いを叶えるため、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民主導による花のまちづくり活動が実を結び、その結果、これからも市民がひとつになって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」につながったことは私たちの財産です。 これからも私たちは、豊かな自然環境を守りな

現行	改正案
、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。 私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑　人が支え合う　生活都市　えにわ」が持続的に発展する　よう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。	がら、子どもたちが大人になっても希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らせるまちに発展させ、次世代に引き継ぐために、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。 恵庭市民憲章の精神のもと、市民・議会・行政が共に考え、市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民とがつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」が持続的に発展できるよう、この条例を制定します。
第1条　(略)	第1条　(略)
(定義) 第2条　この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。 (1)～(5)　(略) (6)　コミュニティ　町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。	(定義) 第2条　この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。 (1)～(5)　(略) (6)　町内会など　町内会や自治会のように地縁によって結びついた住民自治組織をいいます。 (7)　コミュニティ　町内会などをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。
第3条～第11条　(略)	第3条～第11条　(略)
(市民参加の推進) 第12条　市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めなければなりません。	(市民参加の推進) 第12条　市は、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、ワークショップなど、市民が参画しやすい環境づくりに努めなければなりません。
第13条　(略)	第13条　(略)

現行	改正案
(コミュニティ　　)	(コミュニティ・町内会など)
第 14 条　(略)	第 14 条　(略)
2　(略)	2　(略)
3　市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動　　を積極的に支援するものとします。	3　市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成、活動及び担い手の育成を積極的に支援するものとします。
4　市　　は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティ　　との協働を進めなければなりません。	4　市と市民は、まちづくりにおいて、町内会など　　の果たす役割が特に重要であることを認識し、市民は活動への参加に努め、市は町内会などとの協働を進めなければなりません。
	5　市は町内会などとの協働を進めるため、町内会などの活動に係る周知及び財政の支援に努めなければなりません。
第 15 条～第 23 条　(略)	第 15 条～第 23 条　(略)
(組織運営)	(組織運営)
第 24 条　市は、社会環境の変化や　　市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の編成　　に努めなければなりません。	第 24 条　市は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の整備をするとともに、横断的な運営に努めなければなりません。
2　(略)	2　(略)
	(デジタル社会の対応)
	第 24 条の 2　市は、情報技術の活用に努め、効率的かつ効果的で市民が利用しやすい運営を行うとともに、利活用における格差が生じることのないよう努めるものとします。
	(脱炭素社会の対応)
	第 24 条の 3　市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者と協力し、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。
第 25 条～第 30 条　(略)	第 25 条～第 30 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５０年条例第７号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第11条　(略)	第１条～第11条　(略)
(印鑑登録証明書の申請) 第12条　印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請するとき(多機能端末(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により印鑑登録証明書の交付を申請する場合を除く。)は、印鑑登録証を持参し、印鑑登録証明書交付申請書を市長に申請しなければならない。	(印鑑登録証明書の申請) 第12条　印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請するとき(多機能端末(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により印鑑登録証明書の交付を申請する場合を除く。)は、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が申請した場合で、規則で定める方法によるときは、印鑑登録証の提示を省略して申請することができる。

現行	改正案
(多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第 12 条の 2　印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第 13 条　市長は、第 12 条の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑票と照合し当該申請が適正であることを確認の上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 2　市長は、前条の規定による申請があったときは、個人番号カードを用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第 14 条～第 18 条　(略)	(多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第 12 条の 2　印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備（電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第 13 条　市長は、第 12 条の規定による申請が適正であることを確認の上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 2　市長は、前条の規定による申請があったときは、個人番号カード又は移動端末設備を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第 14 条～第 18 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和６年１月４日から施行する。

議案第５号

公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉施設５施設）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市柏陽憩の家	恵庭市柏陽町１丁目２６番地	東京都豊島区東池袋１丁目４４番３号　池袋ＩＳＰタマビル 労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事　田　嶋　羊　子
恵庭市島松憩の家	恵庭市島松東町１丁目１番１５号	
恵庭市和光憩の家	恵庭市和光町３丁目１番１号	
恵庭市大町憩の家	恵庭市大町４丁目５番１５号	
恵庭市恵み野憩の家	恵庭市恵み野北２丁目１番３	

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第６号

公の施設の指定管理者の指定について（パークゴルフ場５施設）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１年２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭中央パークゴルフ場	恵庭市中央１２番１他	恵庭市駒場町１丁目３番２号 株式会社園建 代表取締役　嘉　屋　幸　浩
漁川パークゴルフ場カワセミコース	恵庭市黄金北１丁目９番２	
漁川パークゴルフ場アイリスコース	恵庭市美咲野１丁目１６番８地先	
島松パークゴルフ場	恵庭市南島松４０３番１他	
北栄会館パークゴルフ場	恵庭市北島２１６番	

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第７号

公の施設の指定管理者の指定について（体育施設２３施設）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１年２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
総合体育館	恵庭市黄金中央５丁目１９９番地２	恵庭市黄金中央５丁目１９９番地２ 特定非営利活動法人 恵庭市スポーツ協会 会長　大　野　憲　義
島松体育館	恵庭市南島松３８９番地３	
福住屋内運動広場	恵庭市福住町１丁目２１番２４	
島松屋外運動場	恵庭市南島松４０６番１	
恵庭水泳プール	恵庭市福住町２丁目９番１３	
島松水泳プール	恵庭市中島松４１８番１	
和光水泳プール	恵庭市和光町２丁目２５０番	
若草水泳プール	恵庭市中島町４丁目５番１	
恵み野旭水泳プール	恵庭市恵み野北４丁目１番１	
市民スキー場	恵庭市盤尻３３０番２	

市民スケート場	恵庭市牧場５３番４	
恵庭公園陸上グラウンド	恵庭市駒場町４丁目９０１番１	
恵庭公園陸上グラウンド芝生サッカー場	恵庭市駒場町４丁目９０１番１	
恵庭公園庭球場	恵庭市駒場町４丁目９０１番１	
恵庭公園野球場	恵庭市駒場町４丁目９０１番１	
恵庭公園球技場	恵庭市駒場町４丁目９０１番１	
恵み野中央公園野球場	恵庭市恵み野北３丁目９番２	
恵み野中央公園庭球場	恵庭市恵み野北４丁目１番２	
中島公園庭球場	恵庭市中島町３丁目１番１	
ふるさと公園庭球場	恵庭市黄金中央４丁目２番	
めぐみの森庭球場	恵庭市恵み野北６丁目３番６	
あやめ緑地公園庭球場	恵庭市戸磯７６番３５	
かしわ公園野球場	恵庭市北柏木町３丁目１９７番	

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第８号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市恵み野子どもの集う場所）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１年２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市恵み野子どもの集う場所	恵庭市恵み野北３丁目１番１	東京都調布市調布ヶ丘３丁目６番地３ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役　山　田　智　治

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第９号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市都市公園、公共緑地等１６８施設）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵み野中央公園	恵み野西５丁目１１他	恵庭市黄金南１丁目３１３番地５ 恵庭まちづくり協同組合 代表理事　齊　藤　一　史
恵庭公園	駒場町４丁目９００－１他	
中島公園	中島町３丁目１－１他	
恵庭ふるさと公園（パークＰＦＩ事業の管理範囲を除く。）	黄金中央４丁目２	
こまば公園	駒場町１丁目３２３	
あさひ公園	島松旭町３丁目１０７他	
わこう公園	和光町１丁目６８	
テクノパーク中央公園	戸磯３８５－２８の内	
さいわい公園	幸町２丁目４０７－１１地先他	

かつら公園	島松本町３丁目４７７
カリンバ自然公園	黄金南６丁目１
黄金曙公園	黄金南３丁目１５－１０
ことぶき公園	島松寿町１丁目１３
こぶし公園	柏木町５４９－９２
ひまわり公園	北柏木町２丁目３
こまどり公園	黄金北３丁目２０－６
みどり公園	緑町１丁目１１
さかえ公園	漁町４１
もいざり公園	大町２丁目２３５
しらかば公園	大町４丁目１７３
めぐみ公園	本町８９
さくら公園	桜町１丁目７
すみれ公園	緑町２丁目８８
しままつ公園	島松寿町１丁目２１
ひがし公園	島松東町３丁目２０７
ときわ公園	島松本町２丁目３３１
つくし公園	桜町３丁目１３０
くるみ公園	駒場町５丁目６１９
ふくずみ公園	福住町３丁目１１
まなび公園	福住町２丁目６
なかよし公園	福住町１丁目１６
かわぞえ公園	漁町３９３
かしわぎ公園	柏陽町４丁目１２他
みゆき公園	柏陽町４丁目７－７
あかしや公園	柏陽町１丁目９
みかほ公園	柏陽町１丁目２２

やよい公園	柏陽町１丁目５－１
いこい公園	黄金南１丁目３１３－３０
つつじ公園	相生町２４９他
あおば公園	有明町３丁目４９３
花の丘公園	恵み野西３丁目２－１５
タイヤの丘公園	恵み野南２丁目８－１０
アルプス公園	恵み野南３丁目９－１５
こばと公園	北柏木町２丁目７
すみよし公園	住吉町３丁目４１８
あすなろ公園	有明町２丁目３１９
あおぞら公園	黄金北２丁目６－５
ペリカン公園	恵み野北５丁目３－１３
チビッコ公園	恵み野西１丁目１７－１３
ありあけ公園	有明町５丁目７５５
わんぱく公園	恵み野東６丁目１０－９
いずみ公園	島松東町４丁目２９３
どんぐり公園	中島町６丁目９
わかくさ公園	中島町１丁目４－８
やなぎ公園	福住町１丁目３
おおぞら公園	恵み野北１丁目８－１５
ユカンボシ公園	和光町４丁目５２６
はくよう公園	柏陽町３丁目７
あじさい公園	有明町４丁目６３１
きぼう園	柏陽町３丁目２６
みのしま公園	柏木町３５４－２他
なかまち公園	島松仲町２丁目１７１－２
けいほく公園	幸町２丁目４１４－２８他

いくみ公園	黄金北３丁目１４
いちょう公園	黄金北４丁目９
たんぽぽ公園	黄金北４丁目５－５
あけぼの公園	島松東町４丁目５９１－４
もみじ公園	恵南６－４９
けいおう公園	恵央町１５－２
はまなす公園	島松寿町２丁目３２
ひかり公園	柏陽町３丁目２１１－１５
みなみ公園	島松寿町２丁目４０－２
くさぶえ公園	中島町１丁目１５－１
エルム公園	和光町５丁目５３１－５
めぐみの森公園	恵み野北６丁目３－３他
きのみ公園	北柏木町１丁目１６
かや公園	白樺町３丁目１８－１
おうま公園	幸町３丁目４６２－４１
むつみ公園	白樺町１丁目１３－５９
あしか公園	恵南５－２３
ぶんきょう公園	文京町１丁目１２０－１２他
ちょうちょ公園	恵み野東７丁目７－５５
わらべ公園	島松寿町２丁目１５－１１
すずらん公園	柏木町３４３－１２他
さんかく公園	柏木町３３７－４３他
なみき公園	本町１８１－２他
げんき公園	美咲野１丁目１６－８
おひさま公園	美咲野３丁目１６－２４９
ひだまり公園	文京町４丁目１５－１

こもれび公園	美咲野２丁目２－１０２
そよかぜ公園	美咲野４丁目１０－５６
ふじよし公園	黄金北１丁目１－２０他
ひので公園	美咲野６丁目５２２－１他
すこやか公園	黄金南７丁目５
こがね公園	黄金中央２丁目９－１
やすらぎ公園	黄金南５丁目８－１
ほのぼの公園	黄金南１丁目１８－１
はるにれ公園	恵み野東４丁目１８－５
さとみ公園	恵み野里美２丁目１３－６
漁川河川緑地	美咲野１丁目４９５番地先（左岸）他
恵み野南緑地	恵み野南１丁目１－５他
恵み野北緑地	恵み野東７丁目８他
カリンバ緑地	戸磯４７－５の内
恵庭大橋季節の広場	南島松８２７－１地先
ふれあい広場	戸磯１００５－３の内他
柏陽緑地	柏陽町１丁目１－２他
せせらぎ公園	北柏木町１丁目２０
すずめ公園	黄金北２丁目２－１
あやめ緑地	戸磯７６－３５
こくわ緑地	戸磯７６－２
北柏木南緑地	北柏木町４丁目４
北柏木西緑地	北柏木町４丁目３－１
北柏木北緑地	北柏木町５丁目４－１
恵み野ポケットパーク	恵み野東７丁目５－８
茂漁川河川緑地	恵央町２１－１他

さわやか広場	島松寿町１丁目１０－６
おはよう広場	島松寿町１丁目２８－８
エルム南緑地	戸磯５９２－１
エルム北緑地	戸磯５３６－１
トイシリ緑地	戸磯７６－４
恵み野２１号緑地	恵み野東５丁目１０－１３他
牧場１号緑地	美咲野３丁目１６－６の内他
牧場２号緑地	美咲野３丁目１６－３他
牧場３号緑地	美咲野４丁目２－１３３他
牧場４号緑地	美咲野４丁目１０－１８他
ユカンボシ川河川緑地	駒場町５丁目６５６－１４他
梅の森公園	盤尻７７－１の内他
柏木リバーサイド緑地	柏木町３８２－１の内他
黄金ポケットパーク	黄金南７丁目１８－８
桜町多目的広場	桜町４丁目７３－１他
柏陽西１号緑地	柏陽町３丁目１９４－７６
柏木１号緑地	柏木町５４７－５８
花の田園住宅緩衝緑地帯	中央４２３－１の内他
田園１号緑地	中央４２３－４０
田園２号緑地	中央４２３－４１
柏陽西２号緑地	柏陽町３丁目１９４－８８
里美１号緑地	恵み野里美２丁目９－１他
里美２号緑地	恵み野里美２丁目８

里美３号緑地	恵み野里美２丁目３
里美４号緑地	恵み野里美２丁目１－４
里美５号緑地	恵み野里美２丁目１６－１２
戸磯南１号緑地	戸磯２０１１
戸磯南２号緑地	戸磯２０１３他
相生１号緑地	相生町２丁目６１４－３
相生２号緑地	相生町２丁目６１６
相生３号緑地	相生町１丁目６０３－２
あいおい広場	相生町１丁目６０４－２
末広１号緑地	末広町２０１－４
末広２号緑地	末広町２０１－６
西島松１号緑地	西島松９０－１７他
中恵庭公園	上山口１７他
柏木地区レクリエーション施設	柏木町６７２他
松鶴公園	漁太２８２－１
かえで公園	北柏木３丁目２９
ひばり公園	北柏木３丁目１００
わかば公園	恵央町３－１０
えなみ公園	恵南１０－１０
市民交流の森公園	西島松４６３－１他
資材置場用地	中央４２３－１
島松駅前ロータリー	島松仲町１丁目５００－２の内
第二幹線用水路	駒場町１丁目から駒場町３丁目まで　桜町３丁目　住

	吉町１丁目　住吉町２丁目　栄恵町　緑町１丁目　相生町　福住町３丁目　黄金北２丁目から黄金北４丁目まで	
牧場１．２．３．４号未利用緑地	美咲野３丁目１６－５他	
ひだまり公園隣接地	文京町４丁目１５－７０	
恵み野駅東口広場	恵み野西１丁目１－２他	
恵み野駅西口広場	恵み野里美１丁目７４９－１他	
恵庭駅東口広場	黄金中央１丁目１００１他	
恵庭駅西口広場	相生町１丁目１１１５他	
有明緑地	有明町５丁目１００１－２	

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第１０号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市民会館	恵庭市新町１０番地	恵庭市恵み野北３丁目１番１ 恵庭リサーチ・ビジネスパーク 株式会社 代表取締役社長　北　越　俊　二
恵庭市島松公民館	恵庭市島松本町３丁目１２番２０号	
大町会館	恵庭市大町１丁目１０番１号	
東恵庭会館	恵庭市中央４４９番地	
柏陽会館	恵庭市柏陽町１丁目２６番地	
桜町会館	恵庭市桜町３丁目８番１３号	
寿町会館	恵庭市島松寿町２丁目２４番地３	
和光会館	恵庭市和光町２丁目２番８号	
恵み野会館	恵庭市恵み野北２丁目１２番２	

有明会館	恵庭市有明町５丁目１番３号	
中島会館	恵庭市中島町４丁目１７番地１４	
北栄会館	恵庭市北島２１５番地	
いくみ会館	恵庭市黄金北３丁目１２番地８	

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第１１号

公の施設の指定管理者の指定について（夢創館）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
夢創館	恵庭市島松仲町１丁目２番２０号	恵庭市島松仲町１丁目２番２０号 特定非営利活動法人島松夢創館倶楽部 理事長　鏡　　貢

２　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第１２号

市道の認定及び変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項及び第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、市道を次のとおり認定及び変更することについて議決を求める。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

市　道　認　定　路　線

路線番号	路　線　名	起点終点	重要な経過地
１５４７	島松南２０番線	島松東町２丁目１７２番１	
		島松東町２丁目１６６番	

市　道　変　更　路　線

路線番号	旧新別	路　線　名	起点終点	重要な経過地
３８	旧	西４線	南島松３２５番	
			北島４８６番	
	新		南島松３２５番	
			北島１１２番１	
８６	旧	西５線	中島松２１６番２	

			北島１０６番５	
	新		中島松２１６番２	
			北島１０６番５	
９９	旧	南８号線	北島１０５番１	
			北島９１番４	
	新		北島１０５番４	
			北島９１番４	

参考資料

市 道 認 定 路 線

路線番号	路 線 名	敷地幅員	実 延 長	総 延 長
１５４７	島松南２０番線	4.0m	63.64m	78.14m

市 道 変 更 路 線

路線番号	旧新別	路 線 名	敷地幅員	実 延 長	総 延 長
３８	旧	西４線	4.00m～14.54m	7,265.2m	7,304.2m
	新		4.00m～14.54m	7,255.6m	7,294.6m
８６	旧	西５線	14.32m～18.91m	5,465.2m	5,491.5m
	新		14.32m～18.91m	5,451.4m	5,477.7m
９９	旧	南８号線	14.54m	369.3m	372.6m
	新		14.54m	352.3m	355.6m

路線図（新規認定）

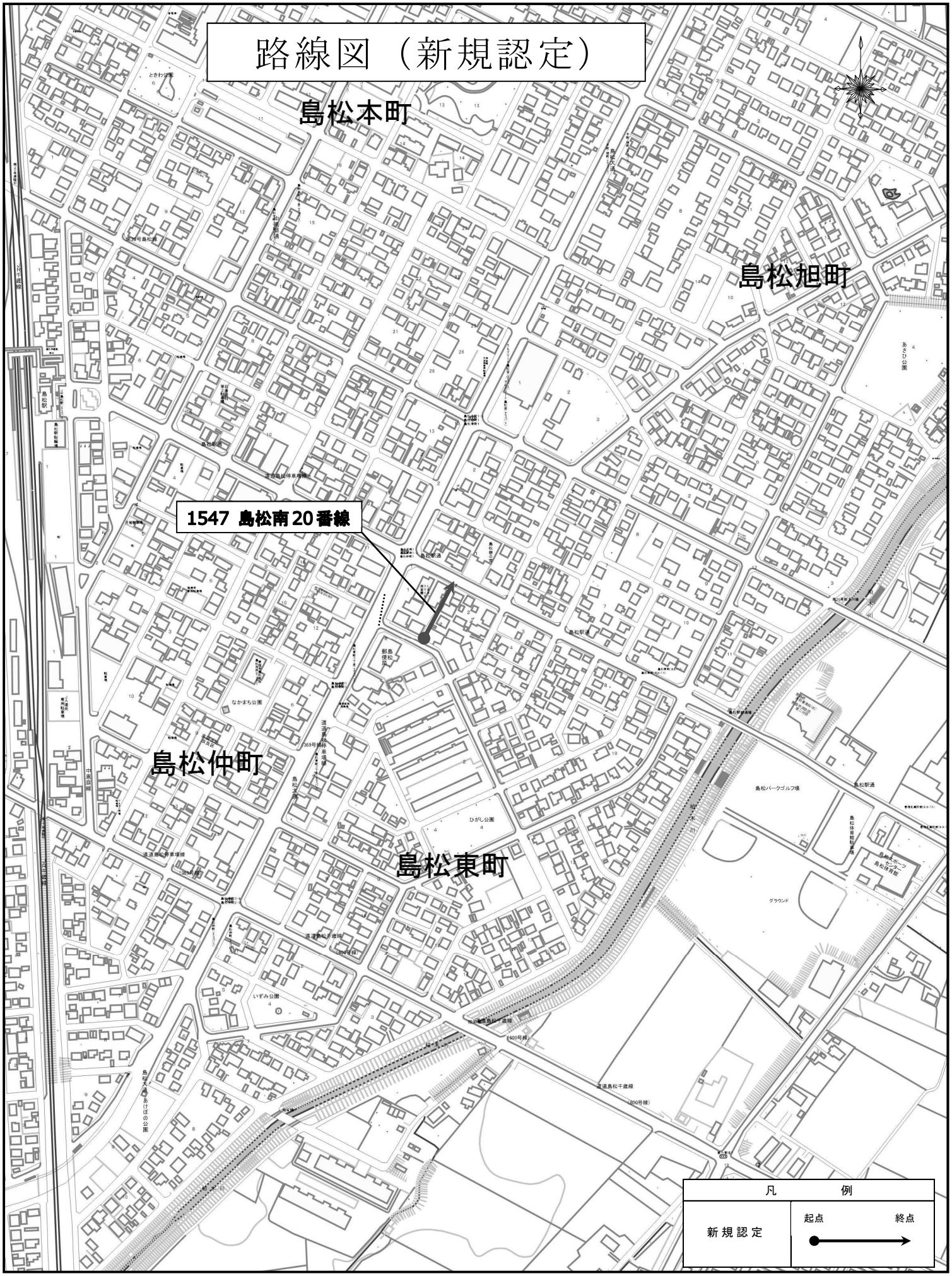
島松本町
島松旭町
島松仲町
島松東町
1547 島松南20番線
凡　例
新規認定
起点
終点
縮尺　1：5000
100 50 0 100 200 300 400 500

路線図（変更）

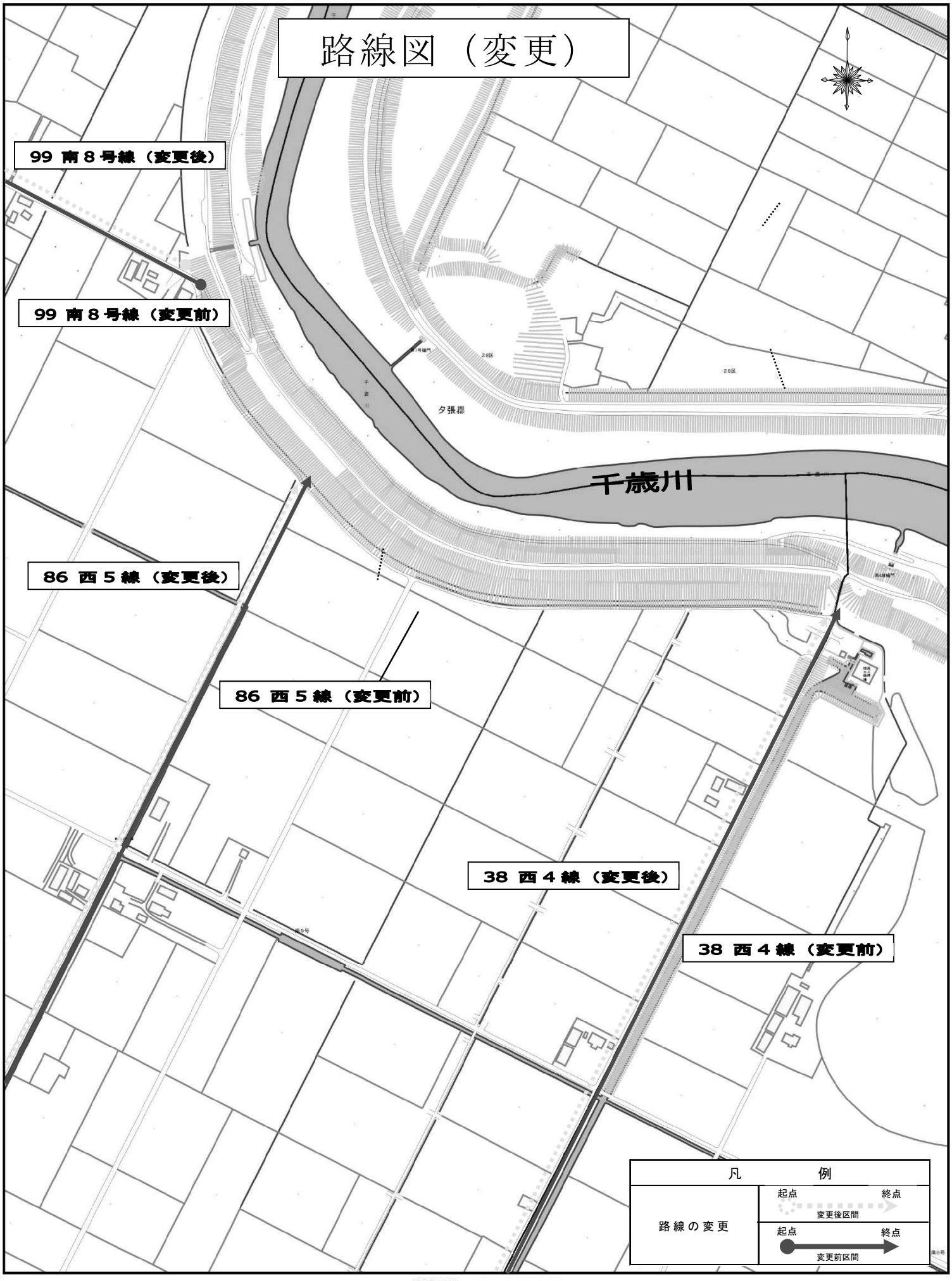

縮尺　1：5000

100 50 0 100 200 300 400 500

議案第１３号

令和５年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）

令和５年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６１３，７５１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４，４８０，４７４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第二表　債務負担行為補正」による。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳 入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5,842,263	115,339	5,957,602
	1. 国庫負担金	4,155,438	105,348	4,260,786
	2. 国庫補助金	1,667,724	9,991	1,677,715
17. 道支出金		2,615,864	352,123	2,967,987
	1. 道負担金	1,723,596	52,637	1,776,233
	2. 道補助金	739,879	299,486	1,039,365
19. 寄附金		345,977	915,513	1,261,490
	1. 寄附金	345,977	915,513	1,261,490
20. 繰入金		3,493,316	64,756	3,558,072
	1. 繰入金	3,493,316	64,756	3,558,072
21. 繰越金		705,127	166,020	871,147
	1. 繰越金	705,127	166,020	871,147
歳入合計		32,866,723	1,613,751	34,480,474

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,062,811	897,462	5,960,273
	1. 総務管理費	4,841,304	896,462	5,737,766
	2. 徴税費	46,840	1,000	47,840
3. 民生費		11,649,209	420,380	12,069,589
	1. 社会福祉費	5,639,028	272,651	5,911,679
	2. 児童福祉費	4,427,795	147,381	4,575,176
	3. 生活保護費	1,582,386	348	1,582,734
4. 衛生費		2,224,077	12,475	2,236,552
	1. 保健衛生費	496,245	946	497,191
	2. 保健体育費	268,572	11,529	280,101
6. 農林水産業費		390,544	305,046	695,590
	1. 農林費	390,544	305,046	695,590
10. 教育費		1,753,803	23,740	1,777,543
	1. 教育総務費	465,525	7,408	472,933
	2. 小学校費	436,684	9,582	446,266
	3. 中学校費	287,626	300	287,926
	4. 社会教育費	563,968	6,450	570,418
13. 職員費		3,766,714	△45,352	3,721,362
	1. 職員費	3,766,714	△45,352	3,721,362
歳出合計		32,866,723	1,613,751	34,480,474

第　二　表　　債　務　負　担　行　為　補　正

（追　加）　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
令和５年度老人憩の家管理運営事業	令和５年度～１０年度	143,032
令和５年度子育て支援センター及び子どもひろば運営事業	令和５年度～８年度	177,312
令和５年度恵み野子どもの集う場所運営事業	令和５年度～１０年度	153,085
令和５年度松恵子どもクラブ運営事業	令和５年度～８年度	75,774
令和５年度体育施設管理運営事業	令和５年度～１０年度	618,350
令和５年度パークゴルフ場管理運営事業	令和５年度～１０年度	171,140
令和５年度有料指定ごみ袋等製造委託事業	令和５年度～６年度	71,738

令和５年度リサイクルセンター運転管理委託事業	令和５年度～６年度	83,068
令和５年度都市公園管理運営事業	令和５年度～１０年度	815,295
令和５年度スクールバス運行管理事業	令和５年度～６年度	39,787
令和５年度夢創館管理運営事業	令和５年度～１０年度	54,380
令和５年度社会教育施設管理運営事業	令和５年度～１０年度	906,935

令和　５年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）説明書

1 総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16. 国庫支出金	5,842,263	115,339	5,957,602
17. 道支出金	2,615,864	352,123	2,967,987
19. 寄附金	345,977	915,513	1,261,490
20. 繰入金	3,493,316	64,756	3,558,072
21. 繰越金	705,127	166,020	871,147
歳入合計	32,866,723	1,613,751	34,480,474

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	5,062,811	897,462	5,960,273	7,271	1,125	0	749,038	140,028
3. 民生費	11,649,209	420,380	12,069,589	108,068	71,490	0	125,202	115,620
4. 衛生費	2,224,077	12,475	2,236,552	0	472	0	12,003	0
6. 農林水産業費	390,544	305,046	695,590	0	279,036	0	26,010	0
10. 教育費	1,753,803	23,740	1,777,543	0	0	0	14,168	9,572
13. 職員費	3,766,714	△45,352	3,721,362	0	0	0	0	△45,352
歳出合計	32,866,723	1,613,751	34,480,474	115,339	352,123	0	926,421	219,868

2．歳　入

（款）　16 国庫支出金

（項）　1 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 民生費負担金	4,155,438	105,348	4,260,786	2 生活保護費負担金	75	被保護者就労支援事業費負担金	75
				3 障がい者福祉費負担金	105,273	障害児施設給付費	105,273
計	4,155,438	105,348	4,260,786				

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 総務費国庫補助金	158,588	7,271	165,859	1 総務費補助金	7,271	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	321
						学校保健特別対策事業費補助金	6,950
2 民生費国庫補助金	208,440	2,720	211,160	1 民生費補助金	2,720	生活保護適正実施推進事業費	185
						子ども・子育て支援交付金	2,535
計	1,667,724	9,991	1,677,715				

（款）　17 道支出金

（項）　1 道負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 民生費負担金	1,722,911	52,637	1,775,548	4 障がい者福祉費負担金	52,637	障害児施設給付費	52,637
計	1,723,596	52,637	1,776,233				

（項）　2 道補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 総務費補助金	4,418	1,125	5,543	1 総務費補助金	1,125	恵庭ＵＩＪターン新規就業支援事業費	1,125
2 民生費補助金	494,764	18,853	513,617	1 社会福祉費補助金	18,853	子ども医療費	15,974
						子ども医療事務費	344
						子ども・子育て支援交付金	2,535

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円		千円
3 衛生費補助金	7,108	472	7,580	1 衛生費補助金	472	不妊治療費等助成事業費	472
4 農林水産業費補助金	216,155	279,036	495,191	1 農業費補助金	279,036	土地改良区決済金等支援事業費	279,036
計	739,879	299,486	1,039,365				

（款） 19 寄附金

（項） 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 寄附金	345,977	915,513	1,261,490	1 寄附金	915,513	スポーツ振興基金寄附	11,529
						子育て基金寄附	105,949
						子どもの読書活動を支える寄附	310
						社会福祉事業推進基金寄附	16,144
						青少年・文化振興基金寄附	6,450
						まちづくり推進基金寄附	741,713
						高等学校等入学準備金基金寄附	7,408
						農業振興基金寄附	26,010
計	345,977	915,513	1,261,490				

（款） 20 繰入金

（項） 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 基金繰入金	3,475,932	64,756	3,540,688	1 財政調整基金繰入金	53,848	財政調整基金繰入金	53,848
				3 まちづくり推進基金繰入金	375	まちづくり推進基金繰入金	375
				4 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金	572	特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金（子ども医療費助成）	572
				5 子育て基金繰入金	9,961	子育て基金繰入金	9,961

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
計	3,493,316	64,756	3,558,072			

（款）　21 繰越金

（項）　1 繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 繰　越　金	705,127	166,020	871,147	1 繰　越　金	166,020	繰越金	166,020
計	705,127	166,020	871,147				

3．歳　出

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2職員管理費	821,054	31,525	852,579				31,525	1報　　酬	24,946	4．会計年度任用職員管理費　(31,525) 報酬　24,946 給料　383 職員手当等　5,408 共済費　788
								2給　　料	383	
								3職員手当等	5,408	
								4共　済　費	788	
10企　画　費	1,611,790	1,500	1,613,290	1,125 道		375 繰入金		18負担金補助及び交付金	1,500	6．移住促進事業費　(1,500) 負担金補助及び交付金　1,500 恵庭ＵＩＪターン新規就業支援事業補助金　1,500
15まちづくり推進基金費	460,896	741,713	1,202,609			741,713 寄附金		24積　立　金	741,713	1．まちづくり推進基金積立金　(741,713) 積立金　741,713
17諸　　費	864,036	121,724	985,760	7,271 国		6,950 繰入金	107,503	1報　　酬	255	1．過年度過誤納還付金　(107,503) 償還金利子及び割引料　107,503
								3職員手当等	57	1－12．過年度過誤納還付金（ワクチン接種対策室）　(107,503) 償還金利子及び割引料　107,503
								4共　済　費	9	
								17備品購入費	13,900	4．新型コロナウイルス対策事業費　(14,221) 報酬　255 職員手当等　57 共済費　9 備品購入費　13,900
								22償還金利子及び割引料	107,503	
										4－2．新型コロナウイルスワクチン接種事業費　(321) 報酬　255 職員手当等　57 共済費　9

										４－３．学校感染予防対策事業費	(13,900)
										備品購入費	13,900
計	3,757,776	896,462	4,654,238	8,396		749,038	139,028				

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2賦課徴収費	46,816	1,000	47,816				1,000	11役務費	1,000	２．徴収事務費	(1,000)
										役務費	1,000
										手数料	1,000
計	46,816	1,000	47,816				1,000				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1社会福祉総務費	160,334	61,354	221,688			16,144 寄附金	45,210	10需用費	330	９．社会福祉事業推進基金積立金	(16,144)
										積立金	16,144
								11役務費	416	１０．高齢者世帯等冬の生活支援事業費	(45,210)
										需用費	330
								12委託料	250	消耗品費	30
										印刷製本費	300
								13使用料及び賃借料	14	役務費	416
										通信運搬費	416
								19扶助費	44,200	委託料	250
										口座情報抽出委託	
								24積立金	16,144	使用料及び賃借料	14
										扶助費	44,200
										高齢者世帯等生活支援助成費	44,200
3障がい者福祉費	2,377,470	210,877	2,588,347	157,910			52,967	11役務費	334	３．自立支援総務費	(334)
										役務費	334

（款） 3 民生費　　（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
3障がい者福祉費				国 105,273 道 52,637				19扶助費	210,543	手数料	334
										3－4．障がい児給付事務費	(334)
										役務費	334
										手数料	334
										4．自立支援給付費	(210,543)
										扶助費	210,543
										4－2．障がい児給付費	(210,543)
										扶助費	210,543
										障がい児相談支援費	6,376
										児童発達支援費	109,649
										医療型児童発達支援（サービス）費	△54
										放課後等デイサービス費	94,464
										保育所等訪問支援費	265
										高額障害児通所給付費	△57
										居宅訪問型児童発達支援給付費	△100
5国民健康保険特別会計繰出金	659,162	103	659,265				103	27繰出金	103	1．国民健康保険特別会計繰出金	(103)
										繰出金	103
7介護保険特別会計繰出金	876,805	317	877,122				317	27繰出金	317	1．介護保険特別会計繰出金	(317)
										繰出金	317
計	4,073,771	272,651	4,346,422	157,910		16,144	98,597				

（項） 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1児童福祉総務費	1,304,225	33,825	1,338,050	16,318 道		572 繰入金	16,935	11役務費	706	5．子ども医療費助成事業費	(33,825)
										役務費	706
								19扶助費	33,119	手数料	706
										扶助費	33,119
										子ども医療費扶助	33,119
4子育て支援推進費	3,094,200	113,556	3,207,756	5,070 国		108,486 寄附金		10需用費	10	2．学童クラブ運営費	(7,607)
										需用費	10
				2,535 道		105,949 繰入金		14工事請負費	7,271	消耗品費	10
										工事請負費	7,271
				2,535		2,537		17備品購入費	326	備品購入費	326
										15．子育て基金積立金	(105,949)
								24積立金	105,949	積立金	105,949
計	4,398,425	147,381	4,545,806	21,388		109,058	16,935				

（項） 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1生活保護総務費	25,181	348	25,529	260 国			88	1報酬	277	2．生活保護適正実施推進事業費	(247)
										報酬	198
								3職員手当等	61	職員手当等	42
										共済費	7
								4共済費	10	3．被保護者就労支援事業費	(101)
										報酬	79
										職員手当等	19
										共済費	3
計	25,181	348	25,529	260			88				

（款） 4 衛生費

（項） 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2予防費	235,964	946	236,910	472		474		19扶助費	946	2．母子保健事業費	(946)
				道		繰入金				扶助費	946
										不妊治療費等助成事業	946
計	235,964	946	236,910	472		474					

（項） 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1運動スポーツ振興費	57,620	11,529	69,149			11,529		24積立金	11,529	6．スポーツ振興基金積立金	(11,529)
						寄附金				積立金	11,529
計	57,620	11,529	69,149			11,529					

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
3農業振興費	131,848	305,046	436,894	279,036		26,010		18負担金補助及び交付金	279,036	4．農業振興対策事業費	(279,036)
				道		寄附金				負担金補助及び交付金	279,036
								24積立金	26,010	土地改良区決済金等支援事業補助金	279,036
										7．農業振興基金積立金	(26,010)
										積立金	26,010
計	131,848	305,046	436,894	279,036		26,010					

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1教育委員会費	106,251	7,408	113,659			7,408 寄附金		24積立金	7,408	8．高等学校等入学準備金基金積立金 積立金	(7,408) 7,408
計	106,251	7,408	113,659			7,408					

（項） 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1学校管理費	195,186	320	195,506			160 寄附金	160	10需用費	320	2．学校図書館費 需用費 消耗品費	(320) 320 320
3学校整備費	125,933	9,262	135,195				9,262	14工事請負費	9,262	12．島松小学校コンピュータ室改修事業費 工事請負費	(9,262) 9,262
計	321,119	9,582	330,701			160	9,422				

（項） 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1学校管理費	110,232	300	110,532			150 寄附金	150	10需用費	300	2．学校図書館費 需用費 消耗品費	(300) 300 300
計	110,232	300	110,532			150	150				

（項） 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2青少年女性等教育費	22,054	6,450	28,504			6,450 寄附金		24積立金	6,450	8．青少年・文化振興基金積立金 積立金	(6,450) 6,450
計	22,054	6,450	28,504			6,450					

（款） 13 職員費

（項） 1 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1職員給与費	3,766,714	△45,352	3,721,362				△45,352	2給料	22,862	1．職員給与費 給料	(△45,352) 22,862
								3職員手当等	26,895	職員手当等	26,895
										共済費	6,978
								4共済費	6,978	負担金補助及び交付金	△102,087
										一般職退職手当負担金	△102,087
								18負担金補助及び交付金	△102,087		
計	3,766,714	△45,352	3,721,362				△45,352				

説 明 資 料

（一般会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	2 職員管理費	4 会計年度任用職員管理費	31,525					31,525	人事院勧告による給与改定等
2 総務費	1 総務管理費	10 企画費	6 移住促進事業費	1,500		1,125		375		UIJターン新規就業支援事業補助金の増額
2 総務費	1 総務管理費	15 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	741,713				741,713		えにわ・花子さん愛情寄附積立 26,272件 ふるさと納税事業経費積立 45,970件
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-12 過年度過誤納還付金（ワクチン接種対策室）	107,503					107,503	過年度国庫支出金の精算に伴う返還
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-2 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	321	321					人事院勧告による給与改定等
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-3 学校感染予防対策事業費	13,900	6,950			6,950		小学校教室への簡易型冷房機器の設置
2 総務費	2 徴税費	2 賦課徴収費	2 徴収事務費	1,000					1,000	相続人不存在案件における相続財産精算人選任に伴う予納金
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	9 社会福祉事業推進基金積立金	16,144				16,144		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,841件
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10 高齢者世帯等冬の生活支援事業費	45,210					45,210	灯油価格の高騰等に対する低所得世帯への経済支援の実施
3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	3-4 障がい児給付事務費	334					334	給付件数の増に伴う審査支払手数料の増額
3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	4-2 障がい児給付費	210,543	105,273	52,637			52,633	利用者数及び利用日数の増による増額
3 民生費	1 社会福祉費	5 国民健康保険特別会計繰出金	1 国民健康保険特別会計繰出金	103					103	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告による給与改定等に伴う繰出金の増
3 民生費	1 社会福祉費	7 介護保険特別会計繰出金	1 介護保険特別会計繰出金	317					317	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告による給与改定等に伴う繰出金の増
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	5 子ども医療費助成事業費	33,825		16,318		572	16,935	受診者数増に伴う審査支払手数料及び扶助費の増額
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	2 学童クラブ運営費	7,607	2,535	2,535		2,537		島松学童クラブ移転に伴う施設整備費等の増額
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	15 子育て基金積立金	105,949				105,949		えにわ・花子さん愛情寄附積立 12,167件
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	2 生活保護適正実施推進事業費	247	185				62	人事院勧告による給与改定等

3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	3 被保護者就労支援事業費	101	75				26	人事院勧告による給与改定等
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	2 母子保健事業費	946		472		474		先進不妊治療費等助成の開始による増額
4 衛生費	2 保健体育費	1 運動スポーツ振興費	6 スポーツ振興基金積立金	11,529				11,529		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,137件
6 農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	4 農業振興対策事業費	279,036		279,036				水田の畑地化に伴う土地改良区決済金等支援事業による増額
6 農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	7 農業振興基金積立金	26,010				26,010		えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,928件
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	8 高等学校等入学準備金基金積立金	7,408				7,408		えにわ・花子さん愛情寄附積立 883件
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	320				160	160	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 2件
10 教育費	2 小学校費	3 学校整備費	12 島松小学校コンピュータ室改修事業費	9,262					9,262	小学校への学童クラブ入居に伴うコンピュータ室の改修
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	300				150	150	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 2件
10 教育費	4 社会教育費	2 青少年女性等教育費	8 青少年・文化振興基金積立金	6,450				6,450		えにわ・花子さん愛情寄附積立 748件
13 職員費	1 職員費	1 職員給与費	1 職員給与費	△ 45,352					△ 45,352	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告による給与改定等
合計				1,613,751	115,339	352,123	0	926,421	219,868	一般財源の内訳　財政調整基金繰入金 53,848 繰越金 166,020

議案第１４号

令和５年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和５年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０３，８３１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，８４５，５０４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第　一　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金		4,820,020	203,728	5,023,748
	1. 道補助金	4,820,020	203,728	5,023,748
4. 繰入金		659,162	103	659,265
	1. 繰入金	659,162	103	659,265
歳入合計		6,641,673	203,831	6,845,504

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		137,414	△137	137,277
	1. 総務管理費	137,129	△137	136,992
2. 保険給付費		4,727,364	203,728	4,931,092
	1. 療養諸費	4,029,583	203,728	4,233,311
5. 保健事業費		69,666	240	69,906
	2. 特定健康診査等事業費	52,735	240	52,975
歳出合計		6,641,673	203,831	6,845,504

令和　５年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2. 道支出金	4,820,020	203,728	5,023,748
4. 繰入金	659,162	103	659,265
歳入合計	6,641,673	203,831	6,845,504

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	137,414	△137	137,277	0	0	0	0	△137
2. 保険給付費	4,727,364	203,728	4,931,092	0	203,728	0	0	0
5. 保健事業費	69,666	240	69,906	0	0	0	0	240
歳出合計	6,641,673	203,831	6,845,504	0	203,728	0	0	103

2．歳　入

（款）　2 道支出金

（項）　1 道補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 保険給付費等交付金	4,820,020	203,728	5,023,748	1 保険給付費等交付金（普通交付金）	203,728	保険給付費等交付金（普通交付金）　203,728
計	4,820,020	203,728	5,023,748			

（款）　4 繰入金

（項）　1 繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 一般会計繰入金	659,162	103	659,265	1 一般会計繰入金	103	
計	659,162	103	659,265			

3．歳　出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般管理費	135,237	△137	135,100				△137	1報　　酬	746	1．一般事務費（国保医療課）	(△138)
										報酬	701
								2給　　料	789	給料	330
										職員手当等	474
								3職員手当等	788	共済費	112
										負担金補助及び交付金	△1,755
								4共　済　費	209	退職手当負担金	△1,755
										2．一般事務費（債権管理課）	(1)
								18負担金補助及び交付金	△2,669	報酬	45
										給料	459
										職員手当等	314
										共済費	97
										負担金補助及び交付金	△914
										退職手当負担金	△914
計	135,237	△137	135,100				△137				

（款）　2 保険給付費

（項）　1 療養諸費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1療　　養給　付　費	3,996,562	203,728	4,200,290	203,728 道				18負担金補助及び交付金	203,728	1．療養給付費	(203,728)
										負担金補助及び交付金	203,728
										療養給付費	203,728
計	3,996,562	203,728	4,200,290	203,728							

（款） 5 保健事業費

（項） 2 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1特定健康診査等事業費	52,735	240	52,975				240	1報酬	193	1．特定健康診査等事業費	(240)
										報酬	193
								3職員手当等	41	職員手当等	41
										共済費	6
								4共済費	6		
計	52,735	240	52,975				240				

説 明 資 料

（国民健康保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費（国保医療課）	△ 138					△ 138	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告に伴う給与改定等
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2 一般事務費（債権管理課）	1					1	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告に伴う給与改定等
2 保険給付費	1 療養諸費	1 療養給付費	1 療養給付費	203,728		203,728				療養給付費の不足
5 保健事業費	2 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	240					240	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				203,831	0	203,728	0	0	103	一般財源の内訳 一般会計繰入金 103

議案第１５号

令和５年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和５年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，３７６，００３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１１月２４日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		942,310	317	942,627
	1. 一般会計繰入金	876,805	317	877,122
歳入合計		5,375,686	317	5,376,003

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		158,750	31	158,781
	1. 総務管理費	88,782	△465	88,317
	3. 介護認定審査会費	47,166	496	47,662
3. 地域支援事業費		430,364	286	430,650
	2. 一般介護予防事業費	21,843	286	22,129
歳出合計		5,375,686	317	5,376,003

令和　５年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6. 繰入金	942,310	317	942,627
歳入合計	5,375,686	317	5,376,003

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	158,750	31	158,781	0	0	0	0	31
3. 地域支援事業費	430,364	286	430,650	0	0	0	0	286
歳出合計	5,375,686	317	5,376,003	0	0	0	0	317

2．歳　入

（款）　6 繰入金

（項）　1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
6 その他一般会計繰入金	157,199	317	157,516	1 事務費繰入金	317	事務費繰入金　317
計	876,805	317	877,122			

3．歳　出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般管理費	88,782	△465	88,317				△465	1報　　酬	396	1．一般事務費	(△465)
										報酬	396
								2給　　料	529	給料	529
										職員手当等	674
								3職員手当等	674	共済費	161
										負担金補助及び交付金	△2,225
								4共　済　費	161	退職手当負担金	△2,225
								18負担金補助及び交付金	△2,225		
計	88,782	△465	88,317				△465				

（項）　3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2認定調査費	41,470	496	41,966				496	1報　　酬	371	1．認定調査費	(496)
										報酬	371
								3職員手当等	109	職員手当等	109
										共済費	16
								4共　済　費	16		
計	41,470	496	41,966				496				

（款） 3 地域支援事業費

（項） 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般介護予防事業費	21,843	286	22,129				286	1報酬	204	1．介護予防把握事業費	(286)
										報酬	204
								3職員手当等	66	職員手当等	66
										共済費	16
								4共済費	16	1－1．介護予防把握事業費（相談）	(122)
										報酬	87
										職員手当等	30
										共済費	5
										1－2．介護予防把握事業費（介護予防）	(164)
										報酬	117
										職員手当等	36
										共済費	11
計	21,843	286	22,129				286				

説 明 資 料

（介護保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	△ 465					△ 465	退職手当負担率制度改正及び人事院勧告に伴う給与改定等
1 総務費	3 介護認定審査会費	2 介護認定調査費	1 認定調査費	496					496	人事院勧告に伴う給与改定等
3 地域支援事業費	2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	1-1 介護予防把握事業費（相談）	122					122	人事院勧告に伴う給与改定等
3 地域支援事業費	2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	1-2 介護予防把握事業費（介護予防）	164					164	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				317	0	0	0	0	317	一般財源の内訳 一般会計繰入金　317